

## 帰還困難区域の留意点(2)

### ■「認定特定復興再生拠点区域」内において、バリケードなど物理的な防護措置を実施しない区域の留意点

当該区域では、通行証なく立入ることが可能ですが、長時間の滞在についてはお控えください。また、区域内での宿泊はできません。

高頻度で立入りをされる方は個人線量計の携帯をお願いします。

区域内の道路を歩いたり、清掃済みの自宅内で過ごす場合は、通常の服装で問題ありませんが、長期間立入りしていなかった未除染の家屋内での作業や、未除染区域での除草、清掃等の作業にあたっては、場所によって線量の高い埃・土埃等に接する可能性があることから、埃・土壌等の皮膚への付着や吸い込みを防止するために長袖・長ズボン、マスク等の着用をお願いします。

区域から出る際のスクリーニング場への立ち寄りとは原則として不要ですが、区域内からの持ち出し物品がある場合は、最寄りのスクリーニング場等で持ち出し物品の計測を行ってください(13,000cpmを超える物品の持ち出しはできません)。

特に、当該区域内で、地域コミュニティで実施する行事、復興に資する視察・研修等を実施する場合の主催者は、参加者に対し、上記記載内容についての注意喚起・情報提供を行ってください。

当該区域では、以下の活動ができます。

- ① 通過交通
- ② 住民の方の一時的な帰宅  
※住民による自宅などの片付けや修繕等を含みますが、宿泊はできません。
- ③ 公益を目的とした立入り(注1)  
※除染、防災・防犯(見回り)、公的インフラの復旧(電気、ガス、水道、通信など)、農地の保安全管理を目的とした立入りなど。
- ④ 以下の事業等(ただし、営農及び事業所の再開又は新設を伴う場合は別添の手続きにより認められたもの)
  - ・復旧・復興に不可欠な事業(注1)
  - ・復旧・復興作業に携わる事業者・一時帰宅者などを対象とした事業(注1)
  - ・製造業など居住者を対象としない事業(注1)
  - ・営農(注1)(注2)
  - ・地域コミュニティで実施する行事、復興に資する視察・研修等実施するための参加者等の立入り
- ⑤ 上記の諸活動に付随する又は準じる作業の実施のための立入り(注1)  
※事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、住居等の修繕等工事を目的とした立入りなど。

注1 区域内において、①放射性物質の除染作業及び②除去土壌・汚染廃棄物(1万Bq/kgを超えるもの)の収集・運搬・保管を実施する事業者、また、生活基盤の復旧作業等で、③特定汚染土壌等取扱業務(1万Bq/kg超の汚染土壌等を取り扱う業務)や④特定線量下業務(2.5 $\mu$ Sv/h超の場所における業務)を実施する事業者(労働者を使用する事業者)の方は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)で規定される線量管理の措置等を実施しなければなりません。

規則の内容をわかりやすくまとめた、厚生労働省の「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」や「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」が定められていますので、詳しくは以下のウェブページをご覧ください。

なお、労働者を使用しない自営業者、個人事業者についても、両ガイドラインに基づき、線量管理等の措置を実施する必要があります。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120118-01.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120625-3.pdf>

また、事業や作業に伴う廃棄物の処理にも留意してください。

注2 営農については、品目によって、出荷制限等の対象となっているものや、出荷再開に当たって検査が必要となるものがありますので、あらかじめ当該地域における状況を確認してください。また、稲の作付については、「米の作付等に関する方針」に基づき、毎年、地域ごとに実施可能な取組内容が定められていますので、あらかじめ当該地域で実施可能な取組内容を確認してください。さらに、営農の実施にあたっては、除染の動向などにも留意してください。

注3 通過交通の詳細については、以下のウェブページをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>

※ 警察・消防は区域の防犯・防火のため、各区域で活動を行っております。